

広島市

新型コロナウイルス感染症の影響に対する 地域福祉活動緊急支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響により生活上の困難に直面している地域住民の方々を共助の精神に立って支援する地域福祉活動について、その活動に必要な経費の一部を補助します。

対象となる団体

広島市内で地域福祉活動に取り組む団体
(例：NPO法人、社会福祉法人、ボランティア団体、地域活動団体 等)



対象となる活動

新型コロナウイルス感染症の影響により生活上の困難に直面している地域住民に対する支援のために実施する地域福祉活動（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの全部又は一部の期間に実施する活動）

- (例：外出が困難な高齢者、障害者等への買い物代行活動
子どもや生活困窮者への食事を届ける活動
高齢者等に対する電話やインターネットを活用した見守り活動
障害児の親等を対象とするインターネットを活用した相談やネットワークづくり活動
高齢者、障害者等を対象とする福祉相談窓口の設置
子どもを対象とするインターネットを活用した学習支援活動 等)



補助率・補助限度額

- 補助率：補助対象経費の10分の9以内 ●補助限度額：100万円/1団体

申請受付期間

令和2年6月15日（月）～ 令和2年8月17日（月）※状況に応じて期間を延長する場合があります。
(申請受付期間内において、申請書が提出（本市に到達）された日を基準に、次のとおり期間の区分を行い、早い期の申請分から順次交付決定を行う予定です。)

- ① 第1期：令和2年6月15日（月）～ 6月30日（火） ② 第2期：令和2年7月1日（水）～ 7月15日（水）
③ 第3期：令和2年7月16日（木）～ 8月3日（月） ④ 第4期：令和2年8月4日（火）～ 8月17日（月）

※ 予算に限りがあるため、申請受付期間内に申請をいただいた場合でも、他の団体の申請額の合計額が予算額に達し、補助金の交付ができない場合があります。

問い合わせ先（申請先）

広島市健康福祉局地域共生社会推進室
所在地：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
電話：082-504-2603 Eメール：chiikikyousei@city.hiroshima.lg.jp

◎ 詳細は広島市ホームページ <https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/korona/159948.html>

又は広島市ホームページのトップページ「■ページ番号でさがす」

159948



対象となる経費

補助対象となる活動の実施に要する経費

※ 団体の基礎的な運営経費（事務所経費、人件費等）等は除きます。

※ 事業終了後、活動内容の報告書とともに支出を証明する領収書等を提出していただきます。

【想定される補助対象経費の例】

事業の例	補助対象経費の例
外出が困難な高齢者や障害者等への買い物代行活動	車両借上料、ガソリン代、バス・電車等の運賃、買い物や車両運転に係る協力者への謝礼金、外出時の感染予防のためのマスク・消毒液の購入費、注文票の用紙購入費・印刷費、連絡用の携帯電話借上料、通信費 など
ひとり親世帯等の子どもや生活困窮者に食事を届ける活動	食材や容器等の購入費、配食に伴うガソリン代、バス・電車等の運賃、衛生管理のためのマスク・消毒液の購入費、調理に係る協力者への謝礼金、弁当を届ける場合の弁当購入費 など
一人暮らしの高齢者等への電話やインターネットを活用した見守り活動	パソコン・タブレット端末・携帯電話等借上料（又は購入費）、通信費、安否確認のための手紙の用紙購入費、手紙に添える簡素な菓子の購入費 など
障害児の親等を対象とするインターネットを活用した相談やネットワークづくり活動	パソコン・タブレット端末等借上料（又は購入費）、通信費、相談員へ研修を行う講師への謝礼金、相談員への謝礼金 など
高齢者や障害者等を対象とする福祉相談窓口の設置	携帯電話借上料（又は購入費）、通信費、対面時の感染予防のためのマスク・消毒液の購入費、相談記録用の筆記用具購入費、相談員へ研修を行う講師への謝礼金、相談員への謝礼金 など
学習に不安を抱える子どもを対象とするインターネットを活用した学習支援活動	パソコン・タブレット端末等借上料（又は購入費）、通信費、電子教材の製作に係る協力者への謝礼金、講師への謝礼金 など

申請時の提出書類

- 補助金交付申請書 ●事業計画書 ●予算書 ●申請団体の概要書
- 規約、会則等申請団体の運営に関する規程 ●申請団体の役員名簿

※ その他、必要に応じて、追加書類の提出をお願いする場合があります。

※ 提出書類の様式については、本市ホームページ（表面に記載）からダウンロードできます。